

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人東日本学園の管理運営に携わる役員の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の意義）

第 2 条 この規程で定める役員とは、学校法人東日本学園寄附行為第 5 条第 1 項に規定する役員とする。

（報酬の支給）

第 3 条 前条に定める役員のうち、常勤の役員（職員が理事を兼ねる場合を除く）については、別表に定める報酬を支給し、その都度理事会で報酬額を決定する。

2 職員が理事を兼ねる場合については、月額50,000円の報酬を支給する。

3 非常勤の役員については、報酬を支給しない。

（手当等の支給）

第 4 条 役員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。

2 監査手当は、監事の業務監査に対して一日30,000円を支給する。ただし、日当と重複しての支給はしない。

（期末手当）

第 5 条 常勤の役員には、期末手当を支給することができる。

（報酬・手当等の改訂）

第 6 条 報酬及び手当等の改訂については、理事会の議を経て理事長が決定する。

（補則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、役員に対する報酬及び手当等の支払方法は、本学の給与規程を準用する。

2 役員等の慶弔に関するものは、本学の弔慰事項の取り扱いについて（申合せ）による。

3 顧問の報酬については、その都度理事会で決定する。

（その他）

第 8 条 この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議決定する。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成元年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表

| 職名  | 号俸 | 報酬月額      |
|---|----|-----------|
| 理事長（10号～14号）<br>副理事長（9号～13号）<br>専務理事（8号～11号）<br>常務理事（6号～9号）<br>常勤理事（1号～7号）<br>常勤監事（1号～7号） | 14 | 1,100,000 |
|   | 13 | 1,050,000 |
|   | 12 | 1,000,000 |
|   | 11 | 950,000   |
|   | 10 | 900,000   |
|   | 9  | 850,000   |
|   | 8  | 800,000   |
|   | 7  | 750,000   |
|   | 6  | 700,000   |
|   | 5  | 650,000   |
|   | 4  | 600,000   |
|   | 3  | 550,000   |
|   | 2  | 500,000   |
|   | 1  | 450,000   |